

令和4年度（第8回）

串本町農業委員会定例会 会議録

令和4年11月7日（月）

第8回 串本町農業委員会 定例会 会議録

日 時 令和4年11月7日(月) 午後1時30分～

場 所 串本町文化センター2階 A会議室

招 集 者 串本町農業委員会会長 西 謙讓

議 事

議案第41号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について

議案第42号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について

議案第43号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について

議案第44号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第45号 串本農業振興地域における農用地区域の除外について

議案第46号 串本農業振興地域における農用地区域の編入について

出席委員

1番 尾鷲壽夫	2番 小山喜行	3番 坂本渡	5番 柴田明夫
6番 谷本昌平	7番 角是明	8番 中筋雄四郎	9番 中村省一
10番 西謙讓	11番 東地寧司	13番 増本昌弘	14番 山下敏文
15番 宇井良子	16番 地當久男	17番 杉本百生	19番 堤和之
20番 深美剛一	22番 山田定男		

欠席委員

4番 芝崎憲年

出席職員

事務局2名 濱地、勝山

議長	<p>(西会長 挨拶)</p> <p>そしたらですね、本日出席される方が全員揃いましたので少し早いですが、けれど始めたいと思います。</p> <p>皆さん、こんにちは。本日もお忙しいところ、定例会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。今年のカレンダーもあと2枚になってしましまして、日頃ですね、月日が経つのが早く感じられるようになってまいりました。それに伴ってですね、体力、気力、そして記憶力の衰えに拍車がかかって来ているように感じる今日この頃であります。そういった衰えについてはですね、いわゆる寄る年波ということで、仕方のないことかと思うんですけれども、日常生活を送るにあたって元気で過ごしたいということで健康には気をつけながら日々を過ごしている訳でありますけれども、皆様方におかれましてもですね、健康に留意されてですね、健康に日々を過ごせるよう努力していただければとこのように思います。</p> <p>はい、それでは只今から令和4年度第8回の串本町農業委員会の定例会を開催いたします。本日、欠席届の出ている方は4番 芝崎委員、1名です。そして署名委員には、7番 角委員、8番 中筋委員、お二方を指名いたします。どうかよろしく願いいたします。</p> <p>なお本日の審議していただく案件は6個案件でありますので、どうかご協力をよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、議案審議の方に入っていきたいと思います。議案第41号 農地法第2条の農地でない旨の証明願についてを議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>(議案書に従い説明)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査報告をお願いいたします。</p>
角委員	<p>はい、7番 角です。</p>
議長	<p>はい、7番 角委員。お願いいたします。</p>
角委員	<p>(現地調査報告)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p>

	<p>それではですね、ただ今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告につきまして、質疑のある方ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>無いようですのでお諮りいたします。議案第41号、原案どおり承認することについてご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議無しの声多数でございます。よって議案第41号、原案通り承認可決されました。</p> <p>続きまして、議案第42号 農地法第2条の農地でない旨の証明願についてを議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>(議案書に従い説明)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは、続きまして現地調査報告のほうをよろしく願いいたします。</p>
山田委員	<p>はい、22番 山田です。</p>
議長	<p>はい、22番 山田委員。</p>
山田委員	<p>(現地調査報告)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それではですね、ただ今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告につきまして、質疑のある方ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>無いようですのでお諮りいたします。議案第42号、原案どおり承認することについてご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>

議長	<p>異議無しの声多数でございます。よって議案第42号は原案通り承認可決されました。</p> <p>続きまして、議案第43号 農地法第2条の農地でない旨の証明願についてを議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いいたします。</p>
事務局	(議案書に従い説明)
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査報告をよろしくをお願いいたします。</p>
東地委員	11番 東地です。
議長	はい、11番 東地委員。
東地委員	(現地調査報告)
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それではですね、ただ今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告につきまして、質疑のある方ございませんか。</p>
	(なしの声)
議長	<p>無いようですのでお諮りいたします。議案第43号、原案どおり承認することにご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声)
議長	<p>異議無しの声多数でございます。よって議案第43号は原案通り承認可決されました。</p> <p>続きまして、議案第44号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いいたします。</p>
事務局	(議案書に従い説明)
議長	はい、ありがとうございました。

	<p>それでは、現地調査報告をよろしくお願いいたします。</p>
東地委員	<p>11番 東地です。</p>
議長	<p>はい、11番 東地委員。</p>
東地委員	<p>(現地調査報告)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。それではですね、ただ今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告につきまして、質疑のある方ございませんか。</p>
	<p>(なしの声)</p>
議長	<p>はい、無いようですのでお諮りいたします。 議案第44号、原案通り承認することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議無しの声)</p>
議長	<p>異議無しの声多数でございます。よって議案第44号は原案通り承認可決されました。 続きまして、議案第45号 串本農業振興地域における農用地区域の除外についてを議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(議案書に従い説明)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。 続きまして、現地調査報告をよろしくお願いいたします。</p>
増本委員	<p>はい、13番 増本です。</p>
議長	<p>はい、13番 増本委員。</p>
増本委員	<p>(現地調査報告)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p>

	<p>それでは、ただ今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告について、質疑のある方はございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>はい、無いようですのでお諮りいたします。</p> <p>議案第45号、原案通り承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしの声多数でございます。よって議案第45号は原案通り承認可決されました。</p> <p>続きまして、議案第46号 串本農業振興地域における農用地区域の編入についてを議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(議案書に従い説明)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査報告をよろしくお願いします。</p>
坂本委員	<p>はい、3番 坂本です。</p>
議長	<p>はい、3番 坂本委員。</p>
坂本委員	<p>(現地調査報告)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただ今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告につきまして、質疑のある方はございませんか。</p>
議長	<p>これは事務局、この串本の農業振興地域というのはどういった、もう串本町全体が振興地域となるのか。</p>
事務局	<p>そうですね。農業振興地域という言い方をすればほぼ全体が入ります。そしてその中で農用地区域というのが先ほどあった除外申請なんかが必要になってくるんですけど、その農用地区域というものになると限られて</p>

	きます。
議長	なるほど、そしたら振興地域の中に農用地区域があると。農用地区域というのとその他にも何かあるのか。
事務局	農業振興地域というのが大まかにざっとありまして、その中に農業に特化したと言いますか、農業をするための土地というような位置づけで農用地区域というものが一部指定されているというようなイメージです。
議長	それ以外に住宅用地域なんかがあるということかな。
事務局	住宅地というような言い方もしますが、あくまで農業委員会の考え方と言いますか扱い、農業用地としての扱いの中に、農地が町内にたくさんある中ですね、そのほとんど全てがこの農業振興地域というものの中に入っています。そしてその中で、例えば〇〇地区であるとか、まとまっている所を中心に農業に特化した農用地区域というものに指定をされていて、農用地区域に入っている場合は、転用する時に事前に除外の申請をしていただく必要があるということです。振興地域内で特に住宅地域としての指定というのはしていません。
議長	なるほどね。はい、他に。
小山委員	はい。
議長	はい、2番 小山委員。
小山委員	これはその区域に指定されたら補助金なんかの対象になるのか。
事務局	そうですね。例えば県の補助金なんかを利用したい場合に、農用地区域内に入っていることが条件となるものが多いです。
小山委員	そうやろうね。今まで、〇〇地区なんかでも除外の申請がいくつか出て来たと思うけれど、確かハウスか何かした所で補助金を貰った所があった記憶がありますね。
事務局	そうですね。〇〇にも農用地区域があります。

議長	<p>今回のこの方も補助金を申請する予定があるのかも知れませんね。 はい、他にございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>はい、無いようですのでお諮りをいたします。 議案第46号、原案通り承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしの声多数でございます。よって議案第46号は原案通り承認可決されました。</p> <p>以上をもって本日の議案審議は全て終了をいたしました。ご協力ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">午後1時58分 定例会終了</p>